

平成 29 年 2 月 16 日

各いきいき支援センター 御中
市内指定居宅介護支援事業所 御中

名古屋市健康福祉局
高齢福祉部地域ケア推進課長

平成 29 年 4 月 1 日から新たに「高齢者いきいき相談室」を受託する指定居宅介護支援事業所の委託契約等に関するスケジュール等について

平成 29 年 4 月 1 日から新たに高齢者いきいき相談室を受託する指定居宅介護支援事業所（以下、「新相談室事業所」という。）の委託契約等に関するスケジュール等は次のとおりですので、よろしくお願ひします。

1 スケジュール

	新相談室事業所	いきいき支援センター
①市主催の「高齢者いきいき相談室」研修後		名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課（以下「地域ケア推進課」という。）から研修受講事業所について連絡。
②市主催の「高齢者いきいき相談室」研修後～平成 29 年 3 月 3 日まで	次の書類をいきいき支援センターへ提出 ・ 請書 ・ 受託に関する申出書 ・ 口座振替申込書	新相談室事業所より、「高齢者いきいき相談室」の要件等（主任介護支援専門員の有無、研修受講の有無等）を確認し、書類を受領。（契約締結）
③平成 29 年 3 月 10 日まで		平成 29 年 4 月 1 日時点で「高齢者いきいき相談室」となる事業所（※に該当する事業所も含める）の一覧を地域ケア推進課へ提出。
④平成 29 年 3 月中予定	ポスター、のぼり等の受領。	
⑤平成 29 年 4 月 1 日	「高齢者いきいき相談室」開設。	
⑥③～平成 29 年 4 月 3 日まで		③で提出した一覧に変更があった場合、修正後の一覧を提出。
⑥平成 29 年 4 月下旬予定	チラシの受領。	

※平成 29 年 4 月 1 日付で新規で居宅介護支援事業所の指定を受ける事業所は、上記の②については、②の期間に書類の写し（押印不要）を提出し、相談室受託の意思表示をいきいき支援センターに行い、その後、居宅介護支援事業所の指定決定日から指定日までの間に当該書類をいきいき支援センターに提出してください。

2 平成 29 年 4 月 1 日時点で「高齢者いきいき相談室」となる事業所の一覧の提出（いきいき支援センターのみ）

いきいき支援センターは、指定居宅介護支援事業所より提出された受託に関する申出書の内容に基づき、別紙により、平成 29 年 4 月 1 日時点で「高齢者いきいき相談室」となる事業所の一覧（※）を作成し、地域ケア推進課へ平成 29 年 4 月 3 日までに提出してください。

（※）平成 29 年 4 月 1 日から新たに高齢者いきいき相談室を開設する事業所と平成 29 年 3 月 31 日以前から高齢者いきいき相談室を開設している事業所を合わせた一覧。

3 ポスター、のぼり等及びチラシの受領

（1）ポスター、のぼり等

○各いきいき支援センター

3 月のいきいきセンター連絡会で高齢者いきいき相談室のポスター、のぼり旗、のぼりの支柱部分及び卓上のぼりを配布しますので、必要数を受領してください。受領後、高齢者いきいき相談室へ引き渡してください。

○高齢者いきいき相談室

3 月中にいきいき支援センターより受領してください。

（配付数）

- ・ポスター 2 枚
- ・のぼり旗、のぼりの支柱部分及び卓上のぼり 各 1 個

（2）チラシ

4 月下旬に高齢者いきいき相談室のチラシを配布する予定ですので受領してください。

配布数及び配布方法についてはおってお知らせします。

なお、いきいき支援センターへは引き続き高齢者いきいき相談室となる事業所への配布分のチラシも合わせて配布する予定です。

（ 地域ケア推進課 野口、丹羽 電話 052-972-2549
E-Mail : a2549@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp ）